# 苫小牧市浄化槽設置整備事業資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく浄化槽設置工事(以下「補助事業」という。)により既設の便所を水洗化する市民に対して、排水設備工事(放流設備含む)及び水洗化工事に必要な資金を貸付けることに関し、必要な事項を定め事業遂行に資することを目的とする。

# (用語の定義)

- 第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 排水設備 台所、風呂、水洗便所などのし尿及び家庭用生活雑排水を浄化槽の流入口まで流 すために設置する排水管、汚水桝などの設備をいう。
  - (2) 水洗化 汲み取り便所を水洗便所に改造することをいう。
  - (3) 放流設備 浄化槽により処理した水を地下浸透又は公共用水域等まで流すために設置する管、 桝などの設備をいう。

(貸付を受けることができる者)

- 第3条 この要綱により資金の貸付を受けることができる者は、苫小牧市浄化槽設置整備事業補助 金交付対象者で、次の要件を備えていなければならない。
  - (1) 道市民税及び固定資産税を完納していること。
  - (2) 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。
  - (3) この要綱による貸付金(以下「貸付金」という。)の償還について十分な支払い能力を有し、申請者の前年総所得又は申請者と生計を一にする者との前年合計総所得が115万円以上であること。
  - (4) 市が指定する金融機関の口座に、納入書での振込による返済が可能であること。
  - (5) 確実な連帯保証人1人があること。
- 2 貸付を受けようとする者で前項第3号の要件を満たすことができない場合は、連帯保証人に代わり納入代理人を定めることができる。
- 3 その他、市長が認めるときは、この限りではない。

# (納入代理人)

- 第4条 前条第2項に規定する納入代理人は、次の要件を備えていなければならない。
  - (1) 市内に居住していること。
  - (2) 道市民税及び固定資産税を完納していること。
  - (3) 独立の生計を維持する成年者で貸付金の償還について十分な支払い能力を有し、前年総所得が115万円以上であること。
  - (4) 苫小牧市浄化槽設置整備事業資金を借受け、又は借受け申請をしている者及び苫小牧市上下 水道部の排水設備等改造資金を借り受けている者でないこと。
  - (5) 市が指定する金融機関の口座に、納入書での振込による返済が可能であること。
  - (6) 確実な連帯保証人1人があること。
- 2 納入代理人は、貸付金の償還に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 その他、市長が認めるときは、この限りではない。

#### (連帯保証人)

- 第5条 第3条第1項第5号及び前条第6号に規定する連帯保証人は、次の要件を備えていなければならない。
  - (1) 市内に居住していること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。
  - (2) 道市民税及び固定資産税を完納していること。
  - (3) 独立の生計を維持する成年者で債務を負担する能力を有し、前年総所得が115万円以上であること。

### (貸付の条件)

- 第6条 貸付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 貸付金の利子は、付さない。
  - (2) 貸付金の償還方法は、貸付金の交付の翌月から起算して60ヶ月以内に元金均等の方法により月賦償還するものとする。ただし、期限前において繰上げ償還することができる。
  - (3) 貸付金の償還額は、千円単位とし、残りの端数額は一回目の償還額に加算する。
  - (4) 償還は、納入書による振込とし、納期限は毎月25日とし、納期限が休日・祝祭日の場合は、 翌日とする。
  - (5) 施工業者は、苫小牧市浄化槽設置工事指定業者とする。
  - (6) 延滞金は、支払期限までに支払わなかった償還金の額に当該期限の翌日から支払いの日までの日数に応じて、年9.2 パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額を徴収するものとする。ただし、特別の事情により納付が困難と市長が認めた場合は、これを減免することができる。

### (貸付金の限度額)

第7条 資金の貸付額は、排水設備(放流設備含む)工事費と水洗化工事費に対し60万円を限度額とする。ただし、貸付額は、千円単位とする。

### (貸付の申請)

- 第8条 資金の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浄化槽設置整備事業資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
  - (1) 申請者(納入代理人)及び連帯保証人の収入状況を確認できる書類
  - (2) 納入代理人及び連帯保証人の道市民税、固定資産税等の完納していることを証する書類
  - (3) 排水設備等工事費見積內訳書(様式第2号)
  - (4) 排水設備及び水洗化改造図面
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請は、苫小牧市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書と同時に提出するものとする。

### (貸付の決定及び通知)

- 第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、資金 を貸付けることを決定した者(以下「貸付決定者」という。)には、浄化槽設置整備事業資金貸付 決定通知書(様式第3号)により、資金の貸付を不適当と認めた者には、浄化槽設置整備事業資 金貸付審査結果通知書(様式第4号)により、それぞれ通知するものとする。
- 2 市長は、必要があるときは、前項の貸付決定に条件を付すことができる。

### (工事の完成)

- 第10条 前条の規定により資金の貸付決定通知書を受けた者は、速やかに工事に着手し、60日以内に完成させ、工事完了届(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、工事完了後30日以内に、市長に提出しなければならない。
  - (1) 排水設備等工事費実績内訳書(様式第6号)
  - (2) 排水設備(放流設備含む)・水洗化に関する完成図面
  - (3) 施行状況写真
  - (4) 排水設備等工事検査確認書(様式第7号)
  - (5) その他市長が必要と認める書類

# (貸付金の交付の確定)

第11条 市長は、前条に規定する工事完了届の提出があったときは、現地調査等を行い貸付金の額を決定し、浄化槽設置整備事業資金貸付額確定通知書(様式第8号)により貸付決定者(以下「借受人」という。)に貸付金交付の通知を行うものとする。

### (契約書の締結)

第12条 借受人は、前条の通知を受けたとき、当該通知書で指定した日までに浄化槽設置整備事業 資金貸借契約書(様式第9号)に借受人・納入代理人及び連帯保証人の印鑑登録証明証を添付の うえ、市長に提出しなければならない。

# (貸付金の交付)

第13条 市長は、前条の貸付契約を締結後、借受人より浄化槽設置整備事業資金貸付金請求書(様式第10号)の提出に基づき、すみやかに借受人の指定金融機関に貸付金を交付するものとする。

#### (償還の特例)

- 第14条 市長は、借受人(納入代理人)が、地震・火災・水害等の災害、その他特別の理由により 貸付金を償還することが著しく困難であると認めるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又は 一部の償還を免除し、又は必要な期間償還を猶予することができる。
- 2 前項の規定により当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除、又は必要な期間償還 の猶予を受けようとする者は、浄化槽設置整備事業資金貸付金償還(免除・猶予)申請書(様式 第11号)にそれを証する書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、認めた者には浄化槽設置整備事業資金貸付金償還(免除・猶予)決定通知書(様式第12号)により、不適当と認めた者には浄化槽設置整備事業資金貸付金償還(免除・猶予)審査結果通知書(様式第13号)により、それぞれ通知するものとする。

### (貸付決定の取消等)

- 第15条 市長は、借受人(納入代理人)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸付の 決定を取り消し、又は貸付金額を減額することができる。
  - (1) 貸付の目的を達成することができないと認めたとき。
  - (2) 虚偽の申請、その他不正な方法により貸付を受けたとき。
  - (3) その他、この要綱に定める条項に違反したとき。

### (貸付金の返還等)

- 第16条 市長は、借受人(納入代理人)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部若 しくは一部を返還させることができる。
  - (1) 虚偽の申請、その他不正な方法により貸付を受けたとき。
  - (2) 当該建物の所有者又は使用者でなくなったとき。
  - (3) 貸付金の償還を怠ったとき。
  - (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

### (借受人等の義務)

- 第17条 借受人・納入代理人又は連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人・納入代理人(死亡した場合は連帯保証人)は速やかに浄化槽設置整備事業資金貸付内容変更届(様式第14号)を市長に届け出なければならない。
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 住所、氏名、職業又は勤務先を変更したとき。
  - (3) 仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申し立てを受けたとき。
  - (4) 当該家屋を他人に譲渡するとき、又は改造した水洗便所、浄化槽等を取り壊すとき。
- 2 借受人又は納入代理人は、連帯保証人が第5条に規定する要件を具備しなくなったときは、速 やかに新たな連帯保証人を定めなければならない。

### (雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。